

第5章

景観まちづくりの推進に向けて



第5章 景観まちづくりの推進に向けて

1. 景観まちづくりの考え方

(1) 協働による景観まちづくりの考え方

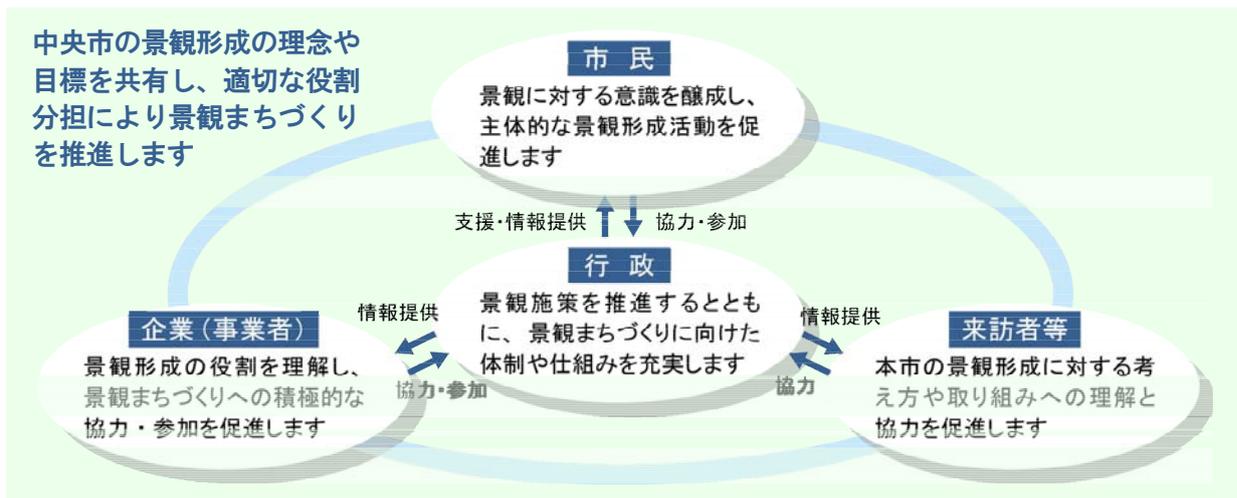
市民、事業者、来訪者、行政など多様な主体の協働による景観まちづくりを推進します

景観まちづくりは、市民や行政をはじめ、様々な施設や賑いをつくる企業（事業者）、本市に訪れる来訪者などの、多様な主体の理解と協力のもと取り組む必要があります。

そのなかでも、とりわけ地域の個性や特徴を最も理解している市民が果たすべき役割は大きく、市民自らが主体となって考え、風景への想いを共有しつつ取り組む景観まちづくりは、良好な景観形成の実現に欠かすことができません。

各主体それぞれが、風景づくりの作法を身につけ、息の長い取り組みを進めることが、将来にわたり風景を継承し、価値を高め、愛着と誇りを育てていくこととなります。こうした考え方にに基づき、多様な人々の創意工夫による景観まちづくりを推進していきます。

■協働による景観まちづくりの考え方



■各主体の役割

●市民

- ・市民は、景観形成の主役であることを認識し、景観に関する理解を深め、景観に配慮します
- ・自分たちの住む地域の景観の質を高めるよう、自らできることを自発的に進め、市民主体の景観形成活動に積極的に取り組みます。

●企業(事業者)

- ・それぞれの事業活動を通して、何らかの形で景観形成に関与していることを認識します。
- ・景観形成の担い手として積極的な景観形成に努めるとともに、景観施策へ協力・参画を行います。

●来訪者等

- ・本市の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力、マナーの向上に努めます。

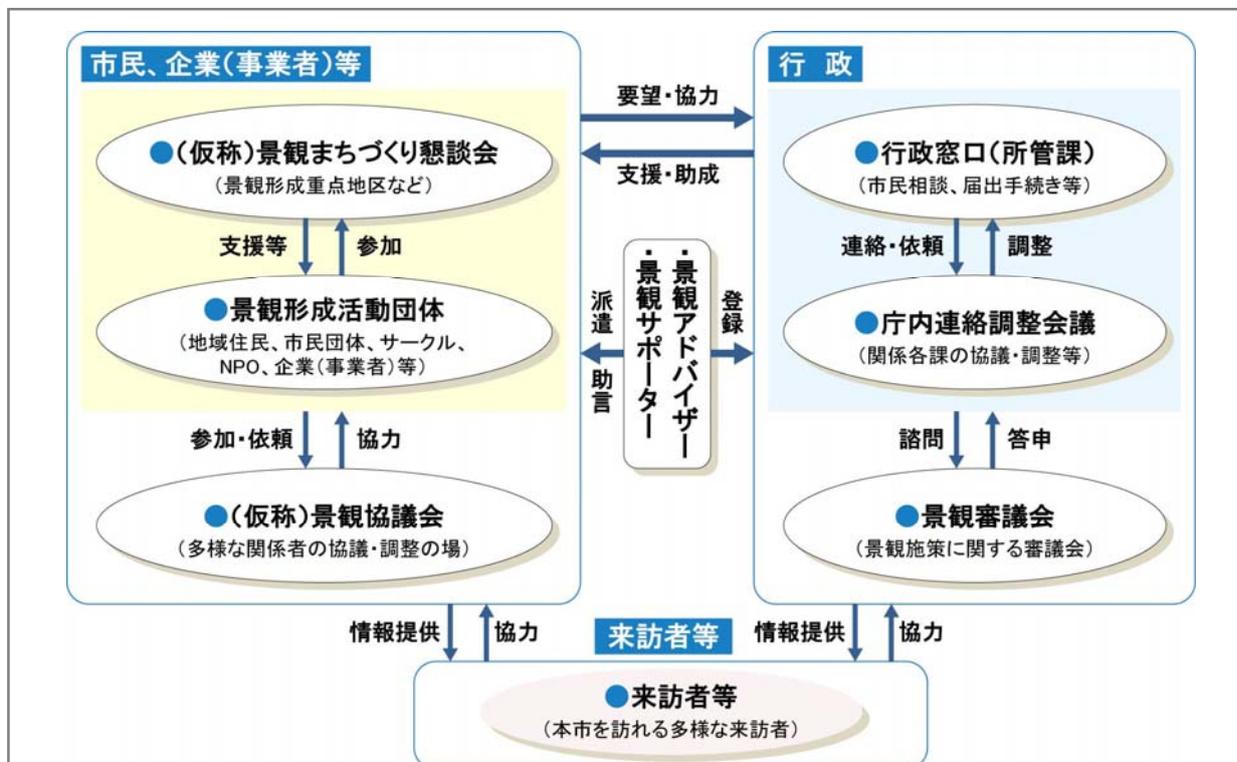
●行政

- ・本計画に基づき、良好な景観形成に向けた施策を率先して推進し、施策の実効性を高めるよう努めます。
- ・協働による景観形成を積極的に推進するため、啓発活動や情報提供、市民の自発的な景観形成活動への支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観まちづくりの実現に取り組みます。

(2) 景観まちづくりの推進体制

本市では、次のような市民、企業（事業者）、来訪者等、行政による協働体制を確立し、相互の適切な役割分担と協力のもと、良好な景観まちづくりの推進を図ります。

■推進体制のイメージ



●市民・企業（事業者）等は…

- ・市民は、景観形成重点地区*ごとに設置する「(仮称) 景観まちづくり懇談会」または景観条例で認定された「景観形成活動団体」を中心に景観まちづくりに取り組むなど、景観形成に積極的に関わります。
- ・必要があれば、行政に「景観アドバイザー」や「景観サポーター」の派遣を依頼し、助言や指導を受けることができます。
- ・景観まちづくりに関して、同意や解決が難しい問題や課題が生じた場合は、「(仮称) 景観協議会」を設置し、関係者の間で協議・調整を図るものとしします。

●来訪者等は…

- ・二地域居住者、別荘所有者等は、市民に準じた役割を担います。
- ・観光客をはじめ、その他の多様な来訪者は、マナーの向上に努めるとともに、本市の景観形成に対する考え方や取り組みを理解し、イベント等への参加や市民との交流を通して景観形成に協力していくものとしします。

●行政は…

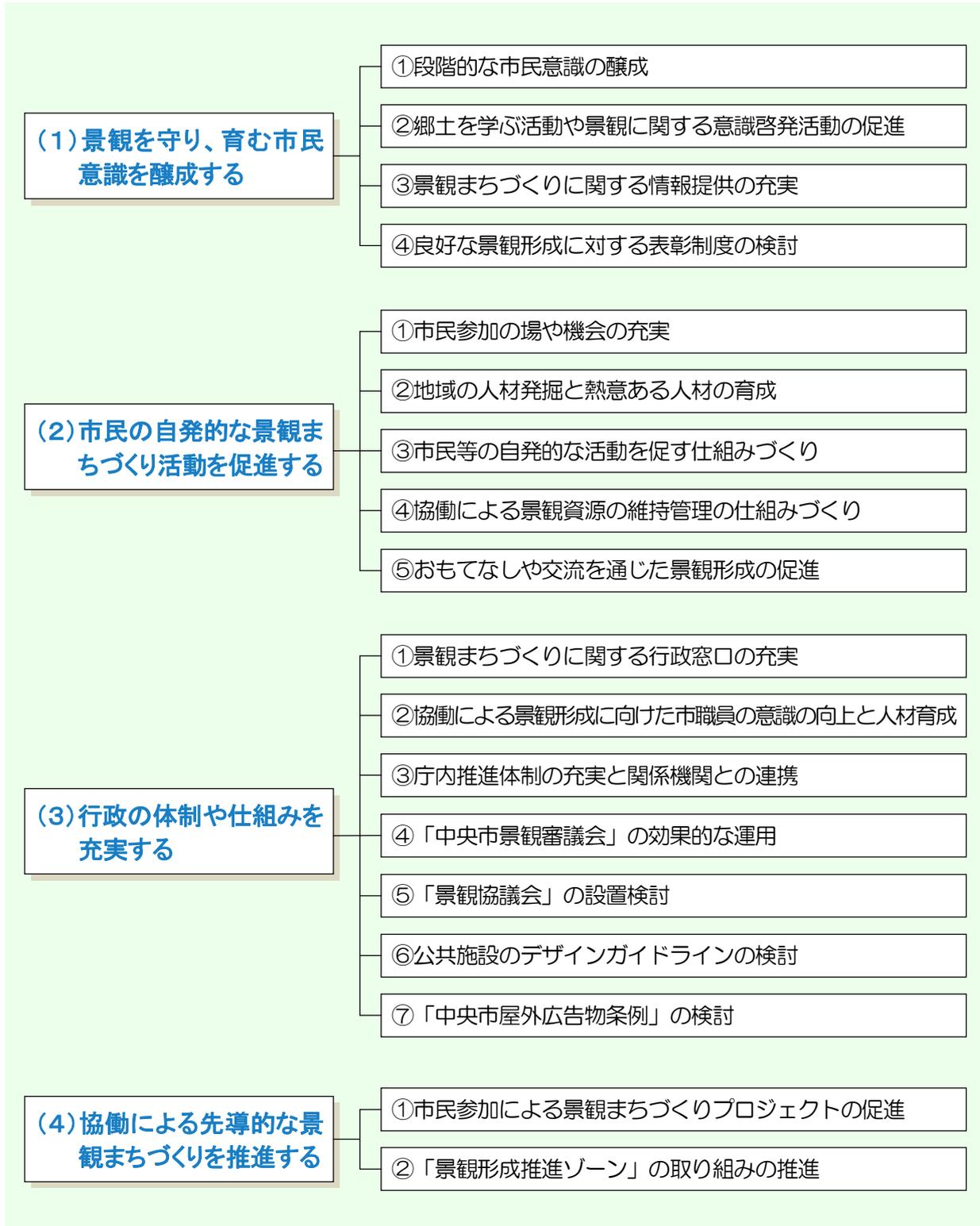
- ・本市の景観行政は、「行政窓口（所管課）」と「庁内連絡調整会議」を中心に推進していきます。
- ・「行政窓口（所管課）」では、市民や企業（事業者）等に対する相談や情報提供、建築物等の行為の届出手続き等を行います。また、関係各課で構成される横断的な「庁内連絡調整会議」では、景観行政に関する連絡、協議、調整を行います。
- ・関係各課では、自らが行う公共事業を通して、景観まちづくりの先導的な役割を果たします。
- ・「景観審議会」では、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など本市の景観行政に関わる事項を審議します。
- ・実施にあたっては、景観法その他の法令による制度等を積極的に活用し、施策の実効性を高めます。

注) * 景観形成重点地区については、「本章2-(4)-②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進」を参照下さい。

2. 景観まちづくりの推進に向けた施策

協働による景観まちづくりや「中央市景観計画」の推進に向け、次のような取り組みを図ります。

■景観まちづくりの推進に向けた施策の体系



(1) 景観を守り、育む市民意識を醸成する

① 段階的な市民意識の醸成

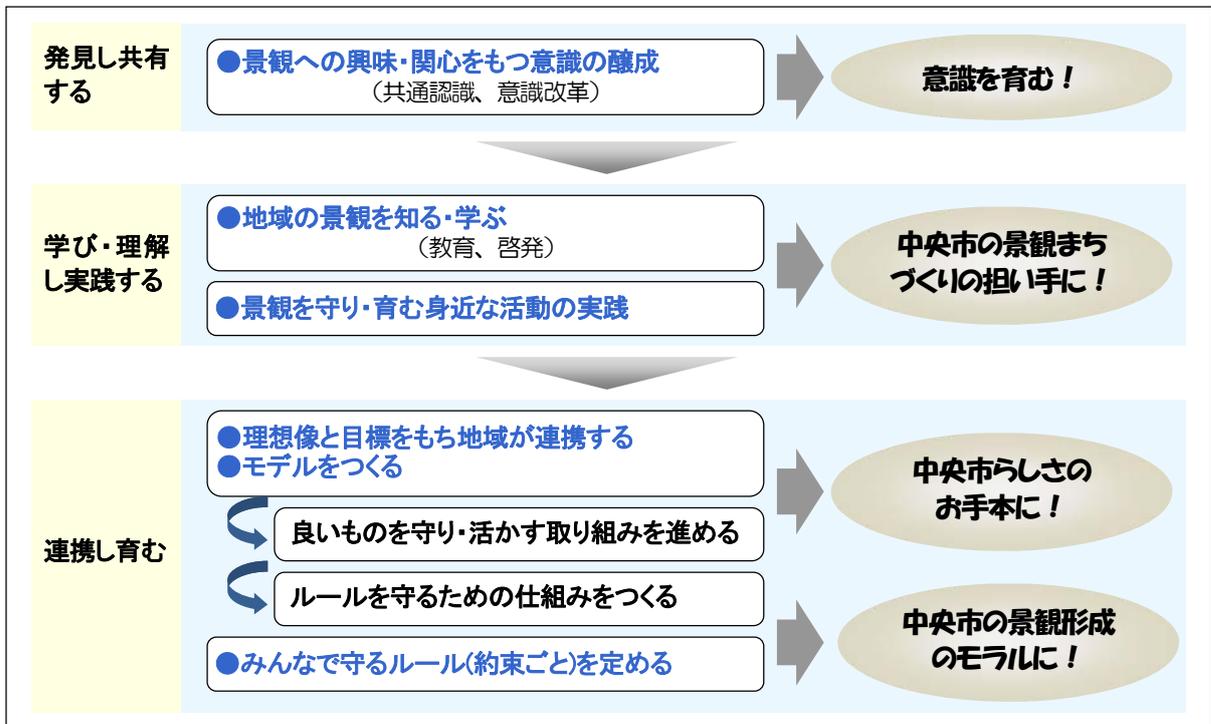
本市は、住み良さと利便性の高さが高い評価を得ていますが、一方では、中央市の景観の成り立ちやその背景を知らないままに、利便性や経済的価値のみが優先されるなど、郷土にとって大切な価値観が失われつつあることが懸念されています。

中央市の景観を育むためには、まず景観に対する関心を高めることが必要です。地域の景観に関心を持ち、景観を守り、育むという意識の醸成が景観づくりへの第一歩となります。次に、その気運を高め、身近な地域からの景観まちづくりの実践へとつなげていくことが重要です。

風景づくり市民懇談会では、地域の景観を改めて見直すことから、「風景づくりは人づくり、地域づくり」という共通認識にたち、市民意識の醸成と市民の組織づくりの重要性が提案されました。

景観づくりには時間を必要とします。そのため、地域の景観を見直す一人一人の身近な取り組みからスタートし、価値観の共有と景観への意識を育みながら、景観まちづくりに必要なルールや仕組みづくりへと段階的に取り組んでいけるよう、景観まちづくりに積極的に関わっていく機会を充実していきます。

■市民意識の醸成の展開イメージ



② 郷土を学ぶ活動や景観に関する意識啓発活動の促進

市内には、良好な景観資源が数多くありますが、なかには市民にもあまり知られていない潜在的な資源も見つけられます。また、地域での様々な活動を通して、良好な景観が維持保全されていることを知ることも必要です。

景観まちづくりを推進するためには、これらの景観資源や活動を知ることを通して、「なぜ景観づくりが必要なのか」、「中央市の景観はどうあるべきか」などの問題意識を持つことが重要であることから、景観について学ぶ場や機会の充実を図ります。また、子供たちの地域への愛着や郷土意識、景観への意識を育むため、総合学習や余暇活動、地域体験等を通じた環境教育、ふるさとの景観の移り変わりに着目した郷土学や風景学の促進など、景観に関する教育活動に努めていきます。

さらに、景観シンポジウムや本市の良好な景観を共有・紹介するためのコンクール、市民が興味を持ちやすく参加しやすいイベントの開催など、意識啓発活動の充実を促進します。

■主な意識啓発活動(例)

- 「中央市景観計画」のPR用パンフレット、リーフレットの作成
- 景観まちづくりシンポジウム・講演会等の開催
- 景観ウォッチングの開催、風景体験・再発見まち歩きイベント等の開催
- 市民参加による景観マップの作成、「桜の里マップ」の作成とPR(公募による選定、観光PRへの活用など)
- 景観コンクール、景観フォトコンテスト等の実施
- 小・中学校の総合学習と連携した郷土を学ぶ景観教育や環境教育の実施、生涯学習等の講座との連携
- 中央市フィルムコミッション、山梨フィルムコミッションの活用 など

③ 景観まちづくりに関する情報提供の充実

協働による景観まちづくりを促すためには、市民等への景観に対する意識を高めていくと同時に、必要な情報を適切に公開し、本市の景観形成の方向性等を共有することが重要となります。

そのため、市民等が主体となった景観まちづくりを支援する視点から、市広報やホームページ、景観パンフレット等を活用し、地域における景観づくり活動の内容の他、助成などの支援制度、規制・誘導に関わる制度適用の必要性・効果等について、適切かつ有効な情報提供を図ります。

■景観まちづくりに関する主な情報提供(例)

- 本市の景観の紹介に関すること(景観パンフレット、景観資源、景観マップなど)
- 「中央市景観計画」や「中央市景観条例」に関すること
- 景観の行政窓口、建築物等の届出手続き、景観形成基準等の景観行政に関すること
- 景観まちづくり活動に関する助成などの支援制度に関すること
- 景観づくりに関する組織・団体等の活動内容・状況に関すること など

④ 良好な景観形成に対する表彰制度の検討

市民や企業(事業者)の景観への意識の醸成とともに、主体的・積極的な参加を促すためには、良好な景観が保全・継承、育成・創出された実績や活動、その結果や努力に対して評価・認定することが重要です。

そのため、本市の景観形成に寄与すると認められる優れた取り組み等について「景観表彰制度」の創設を検討します。また、選定や表彰に際しては、市民参加による審査委員会を設置するなど、評価の仕組みについても検討していきます。

こうした制度の導入により、良好な景観形成への取り組みに対する動機づけとなり、景観づくり活動への意欲や目標を見いだすことへとつながります。さらには、こうした体験や事例が市全域へ波及・展開していくことが期待されます。



・原風景でもあるれんげ畑(景観緑地)

■表彰の対象となる主な取り組み(例)

- 環境美化活動(まちかど花壇の設置、花植え、生け垣、オープンガーデン、植樹活動、美化清掃活動など)
- 主体的・継続的な景観形成活動や景観維持保全活動
- 景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物、案内板やサイン類
- 里山保全活動や環境保全活動、貴重な動植物の保全・育成活動(ホタルの育成など) など

(2) 市民の自発的な景観まちづくり活動を促進する

① 市民参加の場や機会の充実

市内では、市民、自治会、ボランティア団体、NPOなど市民を主体とした様々な景観形成活動が行われています。また、本計画の策定においては、「風景づくり市民懇談会」を開催し、市民提案を反映しながら計画立案を進めてきました。

市民等の自発的な景観まちづくりを促すため、地域で景観づくりを実践している市民や組織のほか、今後、景観づくりに取り組みたいと考えている人たちに向け、市内でどのような人・団体が、どのような活動を行っているかなど、効果的な情報発信を図ります。この情報発信を基盤とし、次ページに示す「景観形成活動団体の認定・登録制度」等を活用し、景観形成活動に関わる個人や組織とのネットワーク、情報交換の場の提供といった支援を図れるよう、市民参加の場や機会の充実に努めます。



・風景づくり市民懇談会ワークショップ

② 地域の人材発掘と熱意ある人材の育成

風景づくり市民懇談会からは、「風景づくりは人づくり、地域づくり」という提案が行われました。市民の自発的な景観まちづくりを促進していくためには、景観の大切さを認識し、熱意を持って継続的に活動を先導する、リーダーとなる人材を育むことが不可欠です。

本市には、桜守ともいえる人材や歴史文化を伝える地域の達人など、景観形成に関わる多様な人材が活躍しています。

これらの人材を埋もれさすことなく景観づくりへ活かすとともに、次ページに示す「景観サポーター登録制度」の活用や、情報収集・発信の充実による人材の発掘、地域リーダーの育成、地域の魅力を伝えるまちの案内人（コンシェルジュ）や観光ボランティアなど、景観まちづくりを担う人材の育成に努めます。

③ 市民等の自発的な活動を促す仕組みづくり

良好な景観形成の実現には、地域に住む人々の理解と主体的な活動による協働が不可欠ですが、近年、地域の景観資源への関心や地域住民相互のつながり（コミュニティ）の希薄化が懸念されています。また、まちづくりに関わる地域組織の高齢化や活動を進める際の知識や資金的課題など、景観まちづくり活動を進める際の課題が散見されます。

しかし、そのような中であっても、山の神千本桜の維持保全活動、れんげ畑等の景観緑地づくり、河川の美化活動、駅周辺等の花植えや緑化ボランティアなど、様々な活動が行われているのも事実です。

そのため、市民や企業（事業者）が、本市の景観づくりに積極的にに関わり、協働していくことができるよう、庁内の関連部局による横断的な連携体制の構築とともに、自発的な活動の育成や支援を図る次ページに示すような取り組みを促進します。



・公共施設周辺の美化活動

■市民活動への主な支援(例)

●「景観形成活動団体の認定・登録制度」の創設

市内で景観形成活動に関わる組織や団体等の活動状況を把握するとともに、必要な情報提供・情報交換、活動に対する支援や助成が図れるよう、一定の要件を満たす団体等については景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度を創設します。

●(仮称)景観まちづくり懇談会の設置の促進

景観形成重点地区ごとに、良好な景観形成に向けた協議や景観まちづくりを行う市民組織として、地域住民を主体とした「(仮称)景観まちづくり懇談会」の設置を促進します。

●市民参加による公共施設の計画づくり

主要な公共建築物や公共施設の整備に際しては、地域の景観形成に対する先導的な役割が求められます。そのため、計画の初期段階から市民参加により、市民意向や地域性を考慮した公共施設の計画づくりに取り組みます。また、後述する公共施設のデザインガイドラインについても、市民参加による取り組みを検討します。

●景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」をはじめ、建築物等の景観の相談、地域における自発的な景観まちづくりなどの取り組みについて、専門的な視点から適宜助言、指導を行う専門家を派遣する「山梨県景観アドバイザー制度」の活用を図ります。また、必要に応じて本市独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

●(仮称)景観サポーター登録制度の検討

市民の自発的な景観まちづくりの促進を図るため、景観に対する知識やノウハウをもつ市民、企業（事業者）等を「景観サポーター」として登録し、必要に応じて人材を活用できる「(仮称)景観サポーター登録制度」の創設を検討します。

●景観形成に関する助成制度の充実

本市では、緑化活動などの市民活動に対して一定の助成を行ってきており、今後とも、市民等の積極的な景観まちづくりを支援するため、「(仮称)中央市景観まちづくり活動支援事業」の検討など、景観づくりに関わる活動に対して適切な助成制度の充実に努めます。

●景観に関わるルールづくりの促進

地域景観と調和した良好なまちなみ景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方、生け垣のつくり方など、地域の特性に応じた一定のルールが必要です。

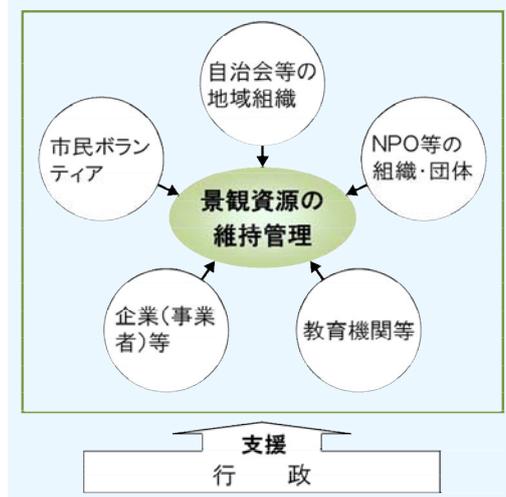
景観形成に関するルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、各種法令に基づく「地区計画」や「緑地協定」、「建築協定」などのほか、地域住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがあり、これらを効果的に活用して、その地域にふさわしい景観に関わるルールづくりを促進します。

④ 協働による景観資源の維持管理の仕組みづくり

本市の良好な景観を守り・育むためには、地域の景観を学び話し合うだけではなく、実際に農地の手入れをしたり、樹木の剪定や河川の美化活動など、身近なところで手や体を動かす多くの人の知恵と労力が必要となります。また、景観の維持保全に際しては、関連する部署や機関との連携・調整も必要となります。

本市の良好な景観資源を維持・継承していくため、助成など必要な支援措置や関係組織との調整による維持管理システムを構築するとともに、アダプトプログラム制度*等を活用し、既存の維持保全活動との連携を図りながら、動植物の生息環境にも配慮した、協働による維持管理を継続していく仕組みづくりを検討します。

■協働による維持管理体制のイメージ



注) * アダプトプログラム制度とは、一定の公共の場等を養子にみだて、これらを利用する市民が里親となり、協定等によりわが子のように愛情をもって世話をし(美化清掃など)、行政がこれを支援する制度です。

⑤ おもてなしや交流を通じた景観形成の促進

本市は、年間を通して祭りや伝統行事、イベント等が行われているほか、四季折々の風景、グリーンツーリズムや収穫祭などが、多くの市民や来訪者で賑わう風物詩となっています。このような賑わい景観は、まちや暮らしに活気をもたらすとともに、本市のイメージを発信する重要な機会・場ともなっています。



・スイートコーン収穫祭

今後も、景観まちづくりを通して、既存の観光交流イベントに加え、農業体験、里山体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズム、さらに、温泉や“健康”をキーワードとしたフットパス等の活用による風景体験など、本市の景観の魅力を最大限に活かした地域イベントを創出し、一層の交流の促進を図ります。

また、こうした交流を介し来訪者等の景観への理解と協力、マナーの向上を促し、景観の魅力をより高めるとともに、おもてなしの心で迎える活動を通して、地域コミュニティの再生・活性化、郷土の景観への誇りを育むよう活動の展開を図っていきます。

(3) 行政の体制や仕組みを充実する

① 景観まちづくりに関する行政窓口の充実

市民および企業（事業者）に対する相談や情報提供、景観に関わる届出・審査の事務処理等の行政窓口としての役割を担うとともに、関係部署との連絡調整等を行う、景観まちづくりに関する窓口機能の充実を図ります。

② 協働による景観形成に向けた市職員の意識の向上と人材育成

協働による景観まちづくりを推進する上では、景観行政を担う市職員の景観に対する理解と熱意、市民等との協働による取り組み、各主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。そのため、専門的な知識や技術の取得、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などにより、市職員の意識の向上と人材育成を推進します。

③ 庁内推進体制の充実と関係機関との連携

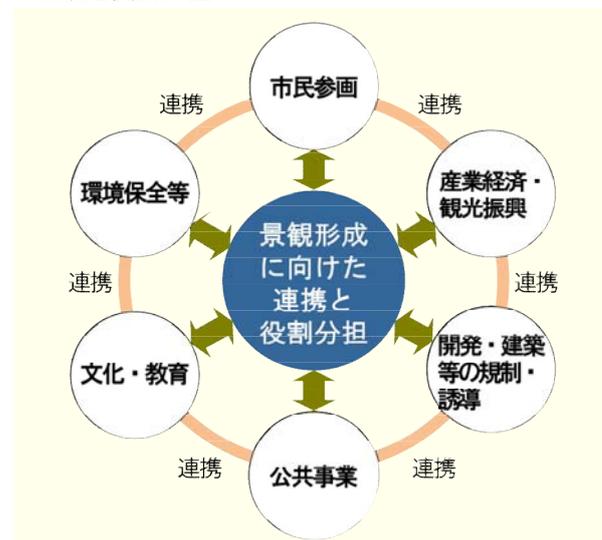
景観計画を円滑に推進していくためには、都市計画、建築、環境、観光など、様々な行政分野の総合的、一体的な取り組みが重要であり、これらの相互連携により、高い効果が得られます。

そのため、景観計画に関わる連絡調整や情報交換の場となる「庁内連絡調整会議」などの横断的な組織の設置により、庁内における推進体制の充実を図るとともに、各種まちづくり施策との連携や相互調整を図りながら、効率的な景観施策を展開していきます。

また、既往の施策を景観の視点からも評価するなど、関連部署が連携したチェック体制の確立を図ります。

さらに、景観は市域を超えて連続しているため、隣接市町、県・国、その他の関係機関との円滑な連携を図り、景観まちづくりを促進します。特に、リニア中央新幹線計画においては、本市の景観への影響も大きく懸念されることから、多様な関係機関との十分な協議・調整を図っていきます。

■連携と役割分担のイメージ



④ 「中央市景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」とは、学識経験者、市民、各種団体、行政等で構成され、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、景観形成重点地区の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、景観行政に関わる重要な事項を審議する組織です。

今後とも、審議会の組織や運営体制、仕組みの充実に努め、効果的に、適宜・適切な運用を図ります。

⑤ 「景観協議会」の設置検討

「景観協議会」とは、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、多様な関係者等が一同に会して協議する場として位置づけられた組織です。

本市では、今後必要が生じた場合、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（バス、電気等）、市民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「景観協議会」の設置を検討します。各種事業や計画がこのような協議会を経て行われることにより、事業の円滑な推進、合意形成を図るとともに、中央市として整合のとれた景観まちづくりを促進します。

⑥ 公共施設のデザインガイドラインの検討

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域景観に及ぼす影響も大きく、良好な景観形成を先導する重要な役割を担っています。

本市の良好な景観形成を推進するためには、公共が整備する公共施設は景観整備のモデルとなるよう、地域景観と調和した質の高い施設整備が求められます。

さらに、公共施設の整備の際に、景観上留意すべき事項をまとめた、行政や事業者等の共通の指針となる「(仮称)中央市公共施設デザインガイドライン」の策定を検討します。

また、これに基づく施設整備とチェック体制の確立を目指すことにより、市として一貫した考え方に基づいて地域特性にふさわしい良好な景観の創出を図ります。

さらに、本ガイドラインの周知・活用と併せて、公共施設整備の初期の段階から地域住民をはじめとする市民意向の反映や、アダプトプログラム制度等を活用した市民参加による維持管理の促進など、公共施設の整備や維持管理そのものが、協働による景観まちづくりにつながるような仕組みについても検討していきます。



・道の駅とよみ交流促進センター

⑦ 「中央市屋外広告物条例」の検討

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」（平成 17 年 7 月 1 日改正・施行）に基づき、適正な規制と誘導が実施されています。

当面は、県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとしませんが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本市独自の屋外広告物条例の制定についても検討します。

(4) 協働による先導的な景観まちづくりを推進する

本計画は、中央市の景観形成に関する総合指針として定めるものであり、第2章の景観まちづくり方針で掲げた各種施策は多岐にわたっています。しかし、景観行政が本格的に動き出すまでには一定の時間と労力を要し、様々な試行錯誤を伴うことも予想されます。

本計画を効率的・効果的に推進していくためには、景観形成上重要な施策や地区、テーマなどの的を絞り、先導的かつモデル的な取り組みを進め、その成果を目に見える形にしていくことが大切です。

こうした考え方にに基づき、本市では次のような先導的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

① 市民参加による景観まちづくりプロジェクトの促進

協働による景観まちづくりを促進するためには、市民誰もがわかりやすく、興味や関心を持って楽しみながら参加ができ、その活動の成果を共有できることが大切です。そのため、本市では、次のような市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトを位置づけ、その取り組みを促進します。

プロジェクト1 桜の里づくりプロジェクト

山の神千本桜や乙黒桜は、本市の自然環境だけではなく、永きにわたる人々の努力と営みによって大切に育まれてきたものです。山の神千本桜は、本市のシンボリックな風景として、その保全・継承に多くの人々が尽力してきました。また、乙黒桜は、かつて河川改修等により喪失の危機にありましたが、有志の人々の手により再生の試みが進められています。

これらの風景は、自然の営力を受けて変化をするものですが、一方では、人が手を入れ適切な維持管理等を継続することにより、保全・継承が可能となるものでもあります。

この山辺を咲き誇る桜と水辺を彩った桜の風景は、本市の景観形成を象徴する取り組みといえます。また、桜の里づくりを協働による景観づくりの第一歩とすることは、多くの市民の共感を得て、今後の全市的な景観まちづくりの波及・継続への効果的な取り組みとなります。

そのため、地域の人々や多くの市民の知恵と労力を滋養としながら、風土に根ざした美しい桜の風景が、ふるさとの誇りとなる、次のような取り組みを促進します。



・長林寺裏手にある山伏川沿いの乙黒桜

■桜をテーマとした景観の維持保全、創造の考え方

- 協働により美しい桜の風景を保全し適切に管理します
- 周辺を含めた修景や美化により桜の風景を向上します
- 景観の質を低下させる要素（阻害要因）を改善します
- 新たな要素と連携することで、桜の里を象徴する中央市らしい景観まちづくりの秩序を創出します

■桜の里づくりプロジェクトの概要(案) —当面の段階的な取り組み例—

- 1 桜の実態調査(山の神千本桜、乙黒桜の植生調査、現状把握等)、景観教育の実践(学校教育、体験学習等)
- 2 桜の里モデル地区(景観形成重点地区)の設定、市民参加による「(仮称)桜の里づくり景観懇談会」の開催
- 3 桜守の登録・育成(アダプトプログラム(里親制度)、桜のオーナー制度の検討、景観サポーター制度の活用)
- 4 「(仮称)桜の里マップ」の作成、公募による「(仮称)郷土の桜八景」の選定等の周知啓発(記念植樹祭、桜サミット等のイベントの実施、桜の里フットパスウォーク*の開催、観光PR等の充実等)
- 5 モデル地区における景観整備(眺望スポット・桜広場・アクセスルート・サイン等の整備、修景整備、周辺景観資源とのネットワーク、緑化推進等)
- 6 守り、育てる仕組みと体制の構築(補植・繁殖の検討、助成・支援、協定づくり、運営体制の確立等) など

注) * 桜の里フットパスについては、「プロジェクト2 (仮称)中央市フットパスプロジェクト」を参照下さい。

《参考》桜の里づくり市民プロジェクトの実現に向けて ～風景づくり市民懇談会の提案～

■市民プロジェクトのテーマ

乙黒桜の再生と桜が結ぶ風景づくり

風景づくり市民懇談会では、都市と農村風景の調和と、地域の特性を活かし連携のとれた風景づくりが必要であるとして、将来にわたり良好な風景を維持していくための仕組みづくりや、風景への関心や興味を醸成し、市民みんなで美しい風景を守り・育む活動の重要性が提案されました。

その市民の手による象徴的な取り組みとして、本市発祥とされる乙黒桜を再生し、桜を中央市のシンボルとして育て、花開かせることにより、景観の創造のみではなく歴史や文化と連携し、地域愛や人々のつながりを今以上に高めることができるという想いから、市民プロジェクトの核として、桜の里づくりに向け次のような取り組みが提案されました。



・風景づくり市民懇談会ワークショップ

■市民プロジェクトの実現に向けて

■プロジェクトは段階的なプログラムで取り組みます

- 住民は、地区単位からのスポット的な植樹、人材確保・育成と協力支援の呼びかけを進める（市民運動等）
- 公共の場から先導的に！ 行政が主体となった「モデル地区」で効果をPRする（公共用地をスポット的に活用→補植→長期的スパンで進め、波及拡大へ）

■全市的な協力による桜を増やす手法と場づくりを進めます

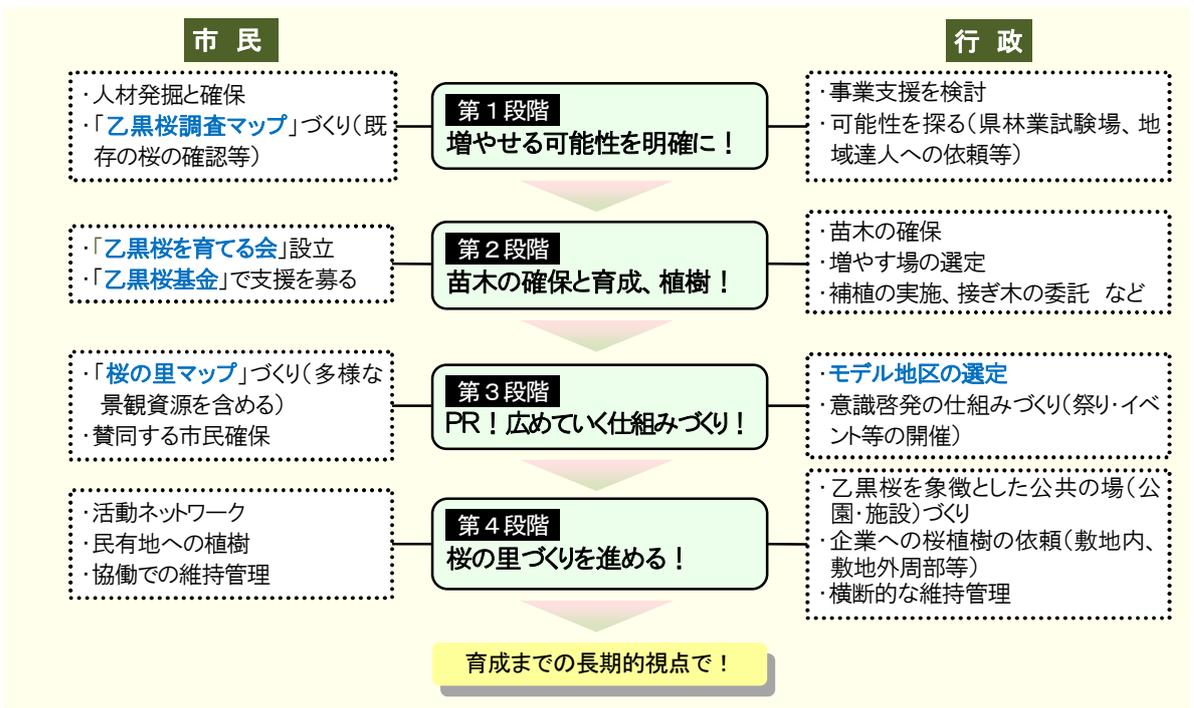
- 一つの技術を結集させ、桜を増やす場の選定と具体的手法を明確にします —
- 乙黒桜を増やし、育てるノウハウを持つ人材の確保と育成（桜の達人・専門家を調べ確保する）
- 苗木確保や植樹にあたっての協力を依頼（山梨県林業試験場への接ぎ木の委託など）
- 行政の横断的な検討が必要（補植を含めた植樹の可能性と段階的なスパン、順次増やす量など）

■維持・管理の検討を継続していきます（重要!!）

- 既存の桜については行政が先導し、保全・育成する
- 公共の場から、維持管理も含めPRすることで啓発する
- 地域で達人から山の神千本桜の維持管理手法を学ぶ



■桜の里づくりプログラム



プロジェクト2 (仮称)中央市フットパスプロジェクト

本市では、御坂山地のたいら山周辺のハイキングコースやトレッキングコースをはじめ、山の神千本桜の参道、周辺の散策路、尾根道、河川沿いのサイクリングロードなどが、自然にふれあうルートとして多くの市民や来訪者に親しまれています。また、「ぶらり散策&ふるさとウォーキング」や文化財をめぐるふるさとウォーキングなど、様々なまち歩きイベントが行われています。

風景づくり市民懇談会では、里のルートや花と緑を楽しむルート、自然の風景に親しむルート、歴史文化を「知る」ルートなど、多様な景観資源を有機的に結び、本市の風景への興味や関心を高め、効果的なPRや啓発となる「風景のルートづくり」が提案されました。

近年、フットパスツアーに象徴されるまち歩きは、住民が一体となって地域の魅力づくりやおもてなしに取り組む新たな「観光」として、地域活性化策としても見直されています。地域の風景や暮らしぶりを体感してもらうことから、受け入れ側にとってもふるさとへの愛着と誇りを醸成し、景観を育む意識の向上を図る上で、効果的な取り組みとなっています。

そのため、桜の里づくりと効果的に組み合わせ、都市と農村の交流促進や本市の景観まちづくりへの波及効果が期待される、次のようなフットパスプロジェクトの取り組みを促進します。



・ふるさとウォーキング



・風景づくり市民懇談会フィールドワーク

■(仮称)中央市フットパスプロジェクトの概要(案)

- 1 プロジェクト実行委員会、フットパス運営組織の立ち上げ(景観資源の整理、地域情報の把握、全体計画の作成、推奨コースの選出等)
- 2 フットパスルートの選定とフットパスマップの作成(全体計画→地区毎のルートの選定、地区毎のマップ作成→全体マップづくり)
例)・桜の里ルート(山の神千本桜周辺、乙黒地区～玉穂ふるさとふれあい広場周辺等)
・農と里山を巡るルート(田園と眺望(馬入れ道、野道、湧水・水路等の活用)、豊富地区の里山周辺等)
・自然に親しむルート(たいら山、尾根道周辺、山の神～関原地区の周遊・眺望スポット、温泉活用等)
・歴史文化をたどるルート(文化財周辺、釜無川周辺(粘土節)、主要な社寺・鎮守の森等の活用) など
- 3 フットパス・サインの整備(サイン、メッセージプレート、ポケットパーク、植樹・花植えなど小径の修景整備等)
- 4 フットパスツアーの開催(ウォークラリー、ふるさとウォーキングや各種地域交流イベントとの連携等)
- 5 おもてなしのシステムづくり(PRの充実、地域住民やNPO、支援団体、行政等の協働による運営組織等)
- 6 フットパス拠点の整備(拠点の修景整備、休憩場所、トイレ、駐車場・駐輪場整備等)
- 7 運営体制の確立(行政の支援、ガイドの育成、美化や維持管理の仕組みづくり、地域活性化の方向性の検討(地域産業の振興、地産地消、グリーンツーリズム、道の駅や農産物直売所等との連携等)) など

② 「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

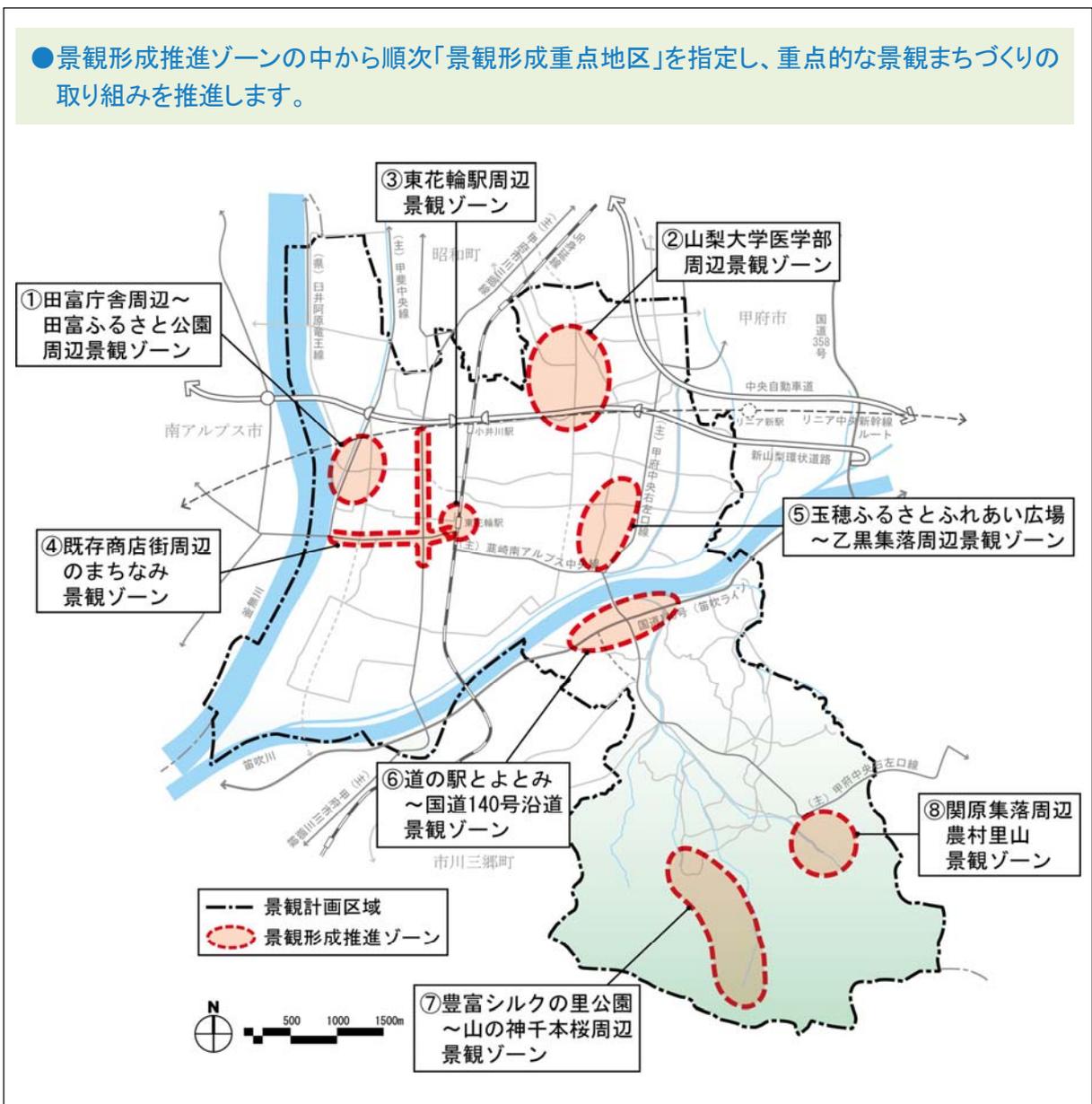
本計画では、良好な景観まちづくりを重点的に推進すべき次の8カ所の「景観形成推進ゾーン」*を選定しています。

このうち、特に、重点的に景観形成を図る必要性の高い地区については、次に示すような手順により「中央市景観条例」に基づき「景観形成重点地区」に指定し、市民等と行政の協働による先導的な景観まちづくりの取り組みを促進します。

「景観形成重点地区」では、市民や企業（事業者等）の合意形成に基づき、地区独自の行為の届出と景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的な景観まちづくりを推進していきます。さらに、取り組みの熟度や地域特性、地区の景観形成方針によっては、将来的に景観法に基づく景観地区や準景観地区等の指定についても検討していきます。

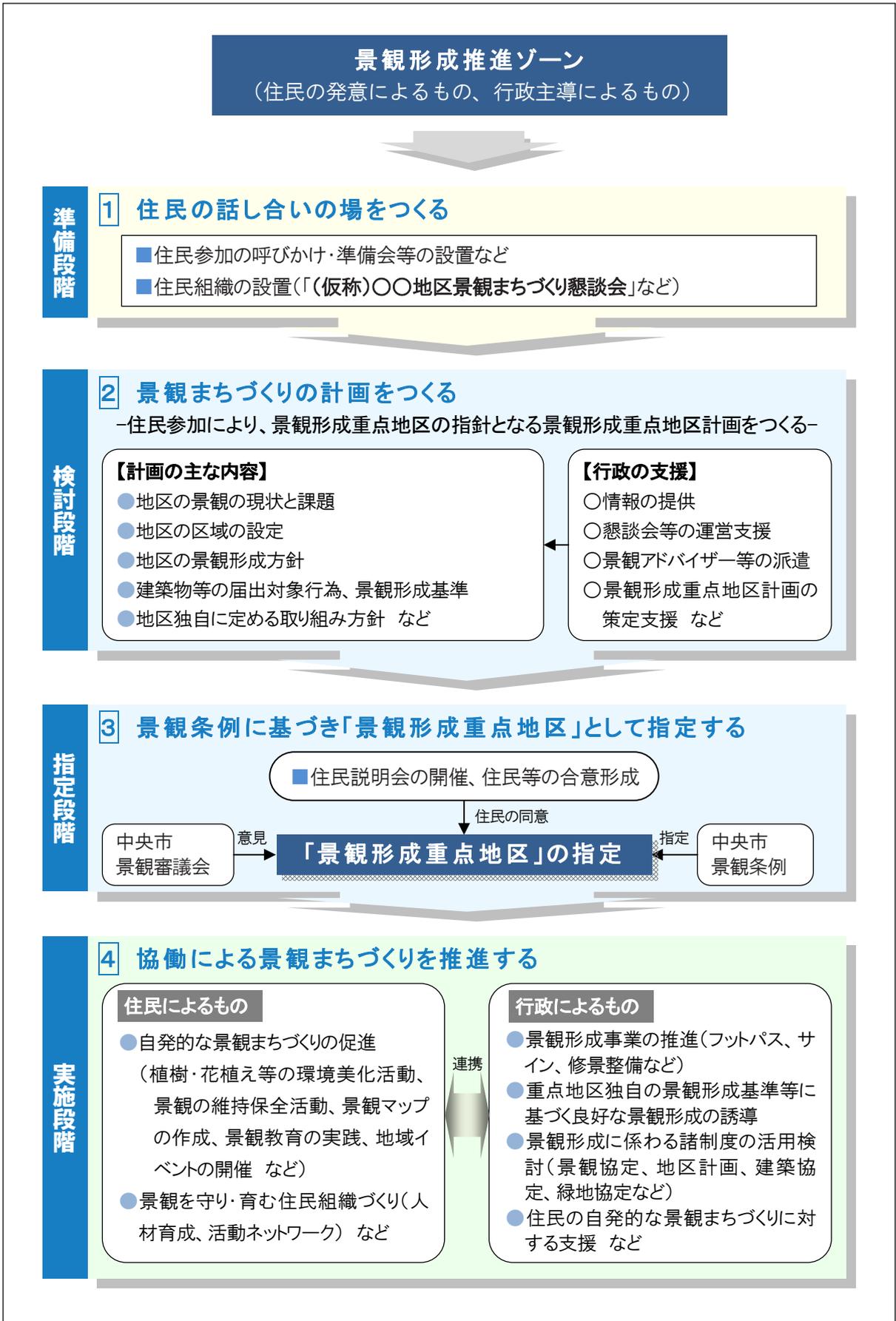
なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後、地域の要請やリニア中央新幹線計画の進捗など、景観を取り巻く状況の変化等により、適宜追加を検討していくものとします。

■景観形成推進ゾーン(再掲)



注) * 景観形成推進ゾーンについては、「第2章-3 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■景観形成推進ゾーンの取り組みの流れ



3. 景観施策の実現に向けた取り組み

(1) 景観施策の段階的な取り組みの推進

景観まちづくりを実現するためには、持続的な取り組みが不可欠であり、そのためには、ひとつひとつ着実に施策を実行し、その成果を積み上げていくことが重要です。この考え方に基づき、当面、先導的に取り組まなければならない施策を抽出し、これらを進行管理できるよう3段階に分類した上で、段階的な取り組みを図っていきます。

また、本市をとりまく社会経済情勢の変化や国・県、市の上位計画等の変更に伴い、各種まちづくり施策と連携しつつ、必要に応じて施策の見直しを図っていきます。

■主要な景観施策の段階的な取り組み

区分	I 期 (概ね2年以内に着手)	II 期 (概ね5年以内に着手)	III 期 (概ね10年以内に着手)
市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画パンフレット、リーフレットの作成・普及 ● 景観まちづくりシンポジウム・講演会等の開催 ● 景観ウォッチング、まち歩きイベントの開催 ● フィルムコミッションの活用 ● 景観に関する情報提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観マップ等の作成とPR ● 景観コンクール等の実施 ● 景観教育の実施 ● 表彰制度の創設検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の啓発活動
自発的な景観まちづくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成活動団体の認定・登録制度の検討 ● (仮称)景観まちづくり懇談会の設置促進 ● 市民参加による公共施設の計画づくり ● おもてなしや交流を通じた景観形成の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央市景観アドバイザー制度の検討 ● 景観サポーター登録制度の検討 ● (仮称)景観まちづくり活動支援事業の検討 ● 協働による維持管理の仕組みづくり(アダプトプログラム等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観に関わるルールづくりの促進(景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定、まちなみ協定など)
行政の体制や仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政窓口の充実 ● 市職員の意識向上と人材育成 ● 庁内推進体制の充実(庁内連絡調整会議、チェック体制等の検討) ● 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のデザインガイドラインづくり ● 中央市屋外広告物条例の検討 	
先導的な景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要公共施設の指定 ● 景観形成推進ゾーンの取り組み ● 桜の里づくりプロジェクトの取り組み ● (仮称)中央市フットパスプロジェクトの取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ● 景観形成重点地区の指定 ● (仮称)郷土の桜八景の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観農業振興地域整備計画の検討 ● 眺望景観の保全・活用指針の検討

(2) 景観計画の見直しと進行管理

中央市景観計画は、社会情勢や経済状況等の変化、土地利用の変化、まちづくりの動向等を的確にとらえながら、必要に応じて内容を見直し、改訂（充実・強化）していきます。

また、本市における景観まちづくりは、市民等の理解と協力を仰ぎながら協働のもとで進めることを重視していることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を講じていくことも必要です。

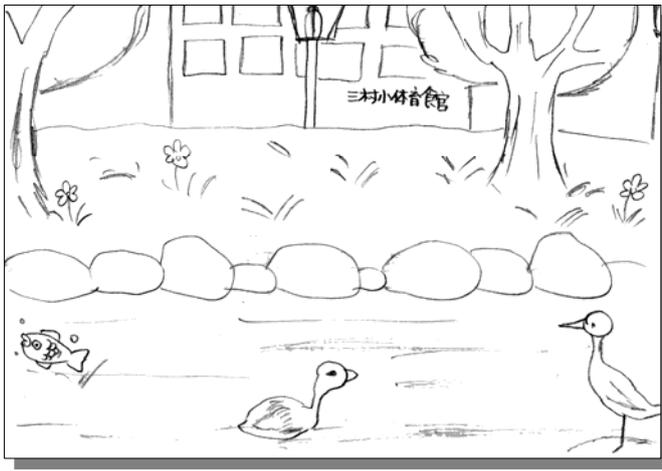
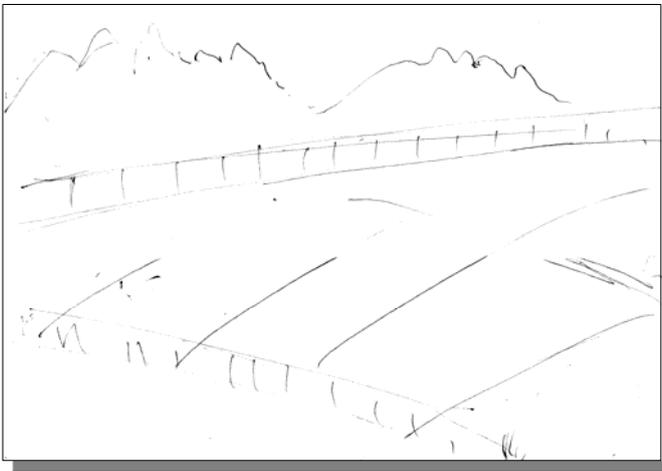
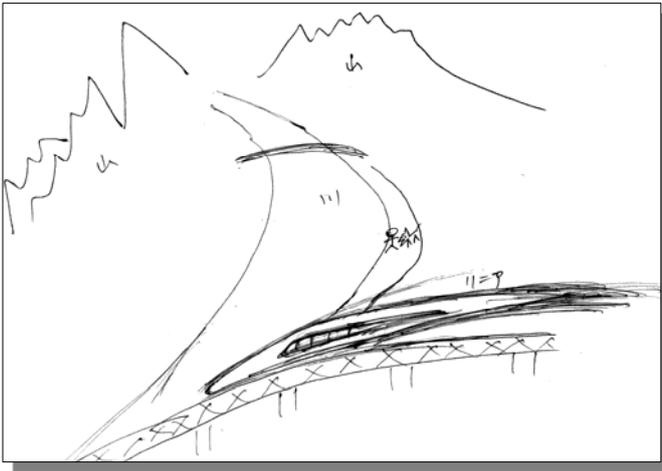
そのため、市民意向を反映した計画の運用状況の評価を検討するとともに、本計画で掲げた景観まちづくり施策の進捗状況を点検・評価しながら、計画の適切な進行管理を図っていきます。なお、当面は前ページに示した主要な景観施策の段階的な取り組みに沿って進行管理するものとします。

一方、リニア中央新幹線（2027年（平成39年）開通予定）については、ルートが本市を横断し新駅が近接して整備されることから、都市機能の集約、産業・観光振興等の活性化が期待される反面、高架構造物による景観や地域の分断、新駅周辺や沿線の土地利用の変化、生活環境や地域環境への影響などが懸念されています。

このような、本市をとりまく社会経済情勢の変化や国・県・市の上位計画の変化などが生じた際には、必要に応じて計画の見直しを図るものとします。また、計画の進捗を見据えつつ、本市の土地利用や道路交通、活性化施策等の多様なまちづくり計画と連携を図り、良好な景観を損なうことのないよう、関係各機関との十分な協議・調整のもと、適正な景観誘導と景観的な配慮を要請していくものとします。



・山梨県流通団地とリバーサイドタウン



●掲載の絵は、平成23年11月に実施した「景観市民アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな中央市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。